

採用選考等を行う前に(高校) ～自主点検チェックシート～

◎求人活動・採用選考等を行う前に再確認をお願いします。

応募前職場見学

- 応募前職場見学を実施する前に、受入れ方法を確認すること。
- 参加の有無を採否の判断基準に含めないこと。
- 生徒に「職場見学のお願い」「職場見学確認書」以外の書類提出を求めないこと。
- 生徒本人の状況等を聴取したり、選考に繋がる質問をしないこと。
- 生徒に内定と受け取られるような話をしないこと。

※冊子「新卒者募集のために」P5、52～55、65、86～87をご参照ください。

推薦(応募書類到達)

- 9月5日以降に応募書類(全国統一応募用紙)が到達すること。
- 応募書類以外の用紙(社用紙、アンケート等)を求めないこと。
- 応募を受付け次第、選考日程等を速やかに学校及び学校を通じて本人に連絡すること。

※冊子「新卒者募集のために」P4、5、48、65、68、89～90をご参照ください。

採用選考

- 9月16日以降に採用選考(面接、適性検査、学科試験等)を実施すること。
- 本人の適性と能力に関係のない質問は行わないこと。
- 面接前に「就職差別につながるおそれがある14事項」等を熟読すること。
- 採用選考に当たって、身元調査を行わないこと。
- 生徒・学校の事情等によりオンライン面接を実施する際は、学校と事前調整等を行ったうえ実施すること。

※冊子「新卒者募集のために」P4、48～49、65～70、108～109、冊子「採用と人権」等をご参照ください。

採否決定

- 採否結果は選考後速やかに決定し、学校及び学校を通じて本人に通知すること。(極力7日以内)
- 不採用者があった場合には、応募書類を学校に返却し、不採用理由を通知すること。
- 求人の内定状況を「新規高卒者採用内定状況報告書」により事業所を管轄するハローワークへ報告すること。

※冊子「新卒者募集のために」P5、48～49、67をご参照ください。

内定後

- 入社後までは「就職承諾書」以外の書類提出を求めないこと。

※冊子「新卒者募集のために」P5、67、91をご参照ください。

入社

- 就業開始は「卒業日の翌日以降」となること。
- 教育(研修)等は入社後に事業主の指揮命令のもとで実施すること。

※冊子「新卒者募集のために」P2、P5をご参照ください。

上記を踏まえて、公正な採用選考にお臨みください。

【ホームページ掲載場所】東京ハローワーク(ホーム)>ハローワーク一覧>ハローワーク飯田橋>重要なお知らせ>新規高等学校卒業者の求人活動のルールや求人申込手続きについて>冊子「22新卒者募集のために」、冊子「採用と人権」

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/iidabashi/jigyounushi/gakusotsukyuujin_2021.html